

## 事業計画の概要

### 1 産業廃棄物の種類（最終処分(埋立処分)）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

（これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上13種類

### 2 産業廃棄物処理施設の処理能力

・宇部港東見初広域最終処分場

面積： 93,726 m<sup>2</sup>

容量： 880,600 m<sup>3</sup>

・徳山下松港新南陽広域最終処分場

面積： 38,676 m<sup>2</sup>

容量： 498,400 m<sup>3</sup>

### 3 埋立処分の方法

陸上片押し

### 4 浸出水の処理方法

余水処理施設で処理した後、各処分場で定めた放流先に放流する。

宇部港東見初広域最終処分場：宇部市下水道施設（処理能力：420m<sup>3</sup>/日）

徳山下松港新南陽広域最終処分場：公共海域（460m<sup>3</sup>/日）

### 5 環境保全措置の概要

（1）中間処理施設において講ずる措置：該当無し

（2）保管施設において講ずる措置：該当無し

（3）最終処分場において講ずる措置

#### ① 搬入廃棄物

法令等に基づき設定した受入基準と合致しているかを検査し、検査に合格したものを埋立処分

検査は、「書類審査」、「目視検査」、及び、「展開・分析検査」の3段階で実施

② 余水処理

- ・ 余水は、余水処理施設により適切に処理した後、各処分場で定めた放流先に放流
- ・ 処理水は、排水基準等を遵守

③ 廃棄物の飛散防止

- ・ 埋立地周辺に飛散防止フェンスを設置
- ・ 展開検査時及び検査結果待ち時に廃棄物にカバーを設置
- ・ 搬入車両の荷台に廃棄物の飛散防止用カバー等の設置を指導
- ・ 搬入車両は、退出時に付着廃棄物の飛散防止のため洗車設備を通過
- ・ 廃棄物は性状に応じて覆土を施工し、適宜、散水を実施

④ 公共水域及び地下水の汚染防止

- ・ 余水は余水処理施設で処理し、各処分場で定めた放流先に放流
- ・ 処理水質及び海域水質のモニタリングの実施

⑤ 騒音・振動の発生防止

- ・ 埋立作業は通常の時間帯に実施
- ・ 施工機械の始業前点検を実施し、整備不良による騒音・振動の発生を防止
- ・ 施工機械は、低騒音・低振動型の機械を採用

⑥ 衛生害虫等の発生防止

受入廃棄物は汚泥(無機性)、鉋さい、燃え殻、がれき類等の産業廃棄物であり、衛生害虫発生、カラス・野犬等の誘因源はない。

- ・ 廃棄物は性状に応じて覆土を施工し、衛生害虫等の発生を防止

⑦ 火災の発生防止

- ・ 廃棄物は性状に応じて、埋立方法の変更及び覆土を施工
- ・ 覆土材をストックし、緊急事態に対応
- ・ 消火器等の常備

⑧ 環境監視

各処分場の「環境監視概要」に記載